

社会福祉法人やまゆり福祉会ハ王子美山学園共同生活事業運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「法人」という。）が開設するハ王子美山学園（以下「事業所」という。）が行う指定共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、事業に係る利用定数その他管理運営に関する事項を定め、もって、事業所が利用者に対し適正な障害福祉サービス（以下「共同生活サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 共同生活サービスの提供にあたっては、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の便宜の供与又は相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所の職員（以下「従業者」という。）は、共同生活サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者等又はその介護を行う者に対し、共同生活サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 事業者は、その提供する共同生活サービスの質の評価を行い、常に、その改善を図るものとする。

（事業用施設の名称等）

第3条 事業の用に供する施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ハ王子美山学園 美山寮
所在地 東京都ハ王子市美山町1875番地3
- (2) 名称 ハ王子美山学園 山入寮
所在地 東京都ハ王子市美山町2120番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者等の管理その他管理を一元的に行う。
- (2) サービス管理責任者 1名（常勤）
個別支援計画の作成、日中活動サービス事業所との連絡調整等の業務を行う。
- (3) 世話人 3名以上（常勤又は非常勤職員）
世話人は、指定共同生活援助に係る障害福祉サービスにおいて、食事の提供、健康管理・金銭管理の援助等、日常生活に必要な援助を行う。
- (4) 生活支援員 2名以上（常勤又は非常勤職員）
生活支援員は、指定共同生活介護に係る障害福祉サービスにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護を行う。

(利用定員及び対象者)

第5条 利用定員は、次のとおりとする。

- (1) ハ王子美山学園美山寮 10名
- (2) ハ王子美山学園山入寮 6名

2 事業の主たる対象者とする障害の種類は、当面、知的障害者とする。

(事業の内容及び利用者から受領する費用等)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

指定共同生活援助事業

利用者に対する相談、入浴・排せつ・食事の介護、健康管理、金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助

2 利用者からは、次の各号に掲げるところにより費用を徴収する。

- (1) 指定共同生活援助事業に係る利用料については、厚生労働大臣の定める額とし、当該利用者に係る各市区町村から代理受領する。
- (2) 前号のほか、共同生活サービスに要した費用の原則1割の支給対象サービス利用者負担額を徴収する。この場合、月額負担上限額については、各市区町村長が定めた額とする。

3 前項のほか、次の費用及びその他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、利用者から徴収する。

費用区分	美山寮	山入寮
家賃	32,000円	28,000円
食費	実費	実費
光熱水費	実費	実費
日用品費	実費	実費

4 前2項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

(利用に当たっての留意事項)

第7条 利用者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 自傷他害のおそれがないこと。
- (2) 医療機関において治療をする必要がないこと。

2 退所に際しては、利用者及びその家族等の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退所に必要な援助を行うよう努める。

(緊急時における対応)

第8条 従業者等は、施設障害福祉サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第10条 事業所は、提供した共同生活サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、法人が別に定める苦情対応規程に則り、苦情を受付けるための窓口の設置等苦情解決に当たる。

2 事業所は、提供した共同生活サービスに関し、法の定めるところにより、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、法人が別に定める虐待防止対応規程に則り、虐待防止に努めるとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体拘束等)

第12条 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、法人が別に定める身体拘束対応規程に則り、慎重かつ客観的な判断のもと、家族等の同意を得たうえで、その条件と期間内においてのみ身体拘束等を行うことができるものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第13条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(ハラスメントの対応)

第14条 事業所は、法人が別に定めるハラスメント防止規程に準じ、利用者等からのハラスメントに係る相談等に適切に対応するために必要な体制を整備する。

(事業継続計画の策定)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制下における業務の早期再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、従業者に対しその計画を周知するとともに、研修及び訓練を実施する。

(従業者研修)

第16条 事業所は、従業者等の資質向上を図るため、研修（障害者等の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束の禁止、感染症の対策及びハラスメントの禁止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年2回

(秘密の保持)

第17条 利用者又はその家族に関する個人情報及び秘密事項については、別に定める法人の個人情報保護規程の定めるところによる。

(その他)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

ただし、いづみ寮・式分方寮については、平成28年8月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和3年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。